

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年11月 6日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器圧力抑制室において、圧力抑制室水温度検出器点検の片づけ作業時に、LEDハンディライト1個が無いことが認められ、作業中に圧力抑制室内に落下した可能性があることから、詳細調査。	G II	<a href="#">11月6日 公表済み</a>

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	2号機	換気空調系コントロール建屋電気品室空調(A)の点検による作業前安全処置実施において、換気空調系コントロール建屋電気品室排気ファン(B)給気ファン(B)の所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)を運転員が誤って電源「切」にした事象が発生したため、原因調査・対策検討。	G II	
2	2号機	給水原子炉入口手動弁(A)の中央制御室開閉表示灯において、弁全閉にもかかわらず中間開の表示状態となっていることが認められたため、当該弁の位置検出スイッチを点検・修理。	G III	
3	4号機	原子炉補機冷却系第1中間ループサージタンク補給水ストレナ差圧指示計において、計器指針のダウンスケール(計器指針が目盛板最小値より下降)が認められたため、当該計器を点検・修理。	G III	
4	3・4号廃棄物処理設備	廃棄物処理設備低電導度廃液系サンプル槽A攪拌弁において、動作不良(操作スイッチによる開閉操作を実施しても弁が動作せず)が認められたため、当該弁を点検・修理。	G III	